

定期点検について

危険物施設に設置される電気設備は消防法第 14 条の 3 の 2 に基づき、1 年に 1 回以上点検する必要があるとされており、その具体的な点検項目、点検内容、点検方法は、「製造所等の定期点検に関する行動指針の整備について（平成 3 年 5 月 29 日付け消防危第 48 号）」に示されている。



太陽光発電設備も電気設備であることから、他の電気設備と同様に、1 年に 1 回以上点検を実施することが適当である。（【参考 4 - 3】参照）

なお、危険物施設に設置した太陽光発電設備に関する具体的な点検方法については、太陽光発電協会が整理した表 1 を参考として実施することが望ましい。

表 1 太陽光発電協会が整理した具体的な点検方法

項目	対象、場所	内容
目視点検	モジュール	ガラス表面、フレームの汚れ及び破損
	架台	腐食及び破損、ボルト・ナットの締付け状態、欠損
	屋根上設置の場合	防水処理の確認、屋根ふき材の破損
	配線	極性、引回し、固定状態、コネクタ極性、接続状態、ケーブルの固定
	接続箱	筐体の腐食及び破損、端子台の接続極性、ネジ締付け状態
	パワーコンディショナ	筐体の腐食及び破損、端子台の接続極性、ネジ締付け状態
	発電表示システム	気象条件（晴れ、曇りの場合日射量）に応じた発電量が得られていることを確認。
電気測定	モジュール、架台	金属製フレームの接地導通及び接地抵抗、金属製架台の接地導通及び接地抵抗
	接続箱	各ストリングの開放電圧、I-V 特性（必要に応じて）、アレイの絶縁抵抗、金属製筐体の接地導通及び接地抵抗
	パワーコンディショナ	各種設定、整定値の確認、太陽電池（直流側）入力電圧、系統側（交流側）電圧、金属製筐体の接地導通及び接地抵抗 ※メーカーのマニュアルに従い実施
	計測システム	電源電圧、各種表示機能の確認 ※メーカーのマニュアルに従い実施する。

また、これ以外の点検については、太陽光発電協会が推奨している点検ガイドライン（<http://www.jpea.gr.jp/pdf/upper10kw.pdf>）を参考として自主的に事業者が取り組むことが望ましい。

※ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）（抄）

第 14 条の 3 の 2 政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、これらの製造所、貯蔵所又は取扱所について、総務省令で定めるところにより、定期に点検し、その点検記録を作成し、これを保存しなければならない。